

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、当社の人材に関わる事業を通じて、株主やクライアントなど様々なステークホルダーをはじめ、広く社会に役立つ存在でありたいと考えております。そのために、経営環境の変化に対応できる組織体制を構築することを重要な施策と位置付けており、当社の健全な成長のため、コーポレート・ガバナンスの強化と充実を図り、公正な経営システムづくりに取り組んでおります。

また、当社社員の倫理観・誠実さを高めることは、様々なステークホルダーの真の信頼を得るうえで、基本的な前提となると考えております。当社の経営理念の一つに、社会に対して正しいことを行い、社会に役立つ存在たることが当社の存在意義であることを謳った「社会正義性」があります。今後もこの理念・考え方を当社役職員の行動の支柱に据えて、コンプライアンスに関する教育の徹底等内部管理体制の更なる整備を進め、これを適正に機能させることによって、健全な経営を確保してまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
越智 通勝	3,270,900	13.16
有限会社えん企画	2,649,000	10.66
有限会社エムオー総研	2,399,000	9.65
一般財団法人エン人財教育センター	1,530,000	6.15
GOLDMAN, SACHS & CO. REG	1,199,123	4.82
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE-HCROO	785,000	3.16
越智 明之	737,600	2.97
越智 幸三	737,600	2.97
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	586,600	2.36
五味 大輔	440,000	1.77

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情 更新

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	5名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k			
久須美 康德	他の会社の出身者														

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
久須美 康德	○	——	当社の事業内容等に精通しており、長年の銀行業界及び監査役としての職務経験に鑑み、俯瞰的な視座から経営に参画していただくため。 当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考えております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
------------	--------

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役へのストックオプションの付与については、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、各人の能力及び会社への貢献度合いなどを総合的に判断し、導入しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

当社取締役及び従業員に対して、当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、付与いたします。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

直近事業年度における取締役を支払った総額

取締役67,499千円(直近事業年度は社外取締役を選任していません)

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬については企業業績に鑑み決定しており、有価証券報告書に全取締役の総額を開示しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 **更新**

取締役会の開催にあたり、取締役会付議事項の審議の充実に資するため、関係部署が社外取締役及び社外監査役に対して、必要な案件について付議事項の事前説明を行うこととしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

<現状の体制の概要>

1. 代表取締役社長を議長とする取締役会は、取締役の職務の執行を監督する機関及び重要な業務執行を決定する意思機関として、毎月1回以上開催されております。
2. 監査役は、取締役会等の重要会議に出席するなど取締役の職務執行を監査するとともに、社長直轄である内部監査担当部門との連携強化を図り、コーポレートガバナンスの充実に向け取り組んでおります。
また、会計監査人等と定期的に意見交換を行うなど監査の実効性と有用性を高めております。
3. 会計監査は、新日本有限責任監査法人に委託しております。当社と同会計監査人の業務を執行した社員の間に、特別な利害関係はありません。監査の人員及び公認会計士の氏名は次のとおりです。

・直近事業年度の業務を執行した公認会計士の氏名
(業務を執行した公認会計士の氏名) (所属する監査法人名)
指定有限責任社員・業務執行社員 狩野 茂行氏 新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員・業務執行社員 香山 良 氏 新日本有限責任監査法人
※継続監査年数については、7年以内であるため記載を省略しております。

・監査業務に係る補助者の構成
公認会計士 20名
その他 13名
※その他は、公認会計士試験合格者、システム監査担当者であります。

<監査役機能強化に向けた取り組み>

監査役機能強化につき、常勤監査役の選任につきましては、業務全般を把握し適法性の判断のできる人選を行い、取締役、内部監査担当部門、会計監査人と緊密な連携を行える環境を整えております。
また、社外監査役につきましては、当社の業務内容に通じ、財務・会計・法律等に関する知見を有し、中立・公平・適法・妥当な判断のできる人選を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、経営に精通している社外取締役が独立・公正な立場から当社の業務執行を監督し、また専門的な知識・経験を有する社外監査役及び社内に精通した当社出身の常勤監査役が会計監査人及び内部監査部門と連携して監査を実施しており、これらにより当社の業務の適正が担保されていると考え、現在の体制を選択しています。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	平成27年6月開催の定時株主総会に際しては、第一集中日を避け、6月25日に開催しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年に1、2回開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期決算時と本決算時の年2回開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、決算説明資料、個人投資家向け会社説明会の動画ならびに資料、IRニュース等を掲載しております(英語版あり)。 URL: http://corp.en-japan.com/IR/	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画室内にIR担当部署を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は経営理念の一つに「社会正義性」を掲げ、決して利益至上主義に陥ることなく、社会に対して正しいことを行い、社会に役立つ存在であることが当社の存在意義であると考えております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 会社の機関の内容

当社は監査役会制度を採用しております。監査役は監査役会において定められた監査の方針及び業務分担に従い、法令及び定款に定められた事項ならびに重要な監査業務について協議するとともに、監査体制の充実を図っております。監査役は取締役会及び重要な会議に出席し、取締役の業務執行の適法性を監査するとともに、取締役の職務執行状況についての監査を行っております。

取締役会は取締役の職務の執行を監督する機関と位置づけ、毎月1回開催しております。また、必要に応じ臨時の取締役会を随時開催し、職務執行状況を監視しております。取締役会は、各事業部門及び会社全体の業績の進捗状況を監督するとともに、事業運営における重要事項を審議し対応策を決定しております。当社における取締役は5名で、社外取締役は1名選任しております。また、当社は、戦略的な意思・決定機能及び業務執行機能の強化により、変化する経営環境に俊敏に対応し経営効率の向上を図ることを目的として、執行役員制度を導入しております。当社の執行役員の員数は現在7名であります。

会計監査人といたしましては、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、監査役会と連携して監査を行っております。特に高度な経営判断を要する場合には、弁護士、税理士等、外部専門家の意見を聴取し対応しております。

2. 整備の状況

ア. 取締役及び使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は定時取締役会を毎月1回開催しており、必要に応じ臨時取締役会を随時開催し、機動的に重要事項を審議し、意思決定を行える体制を整備しております。また、取締役会は、取締役の職務の執行を監督する機関と位置付け、業務の適正を確保しております。取締役会は経営計画を達成するための具体的な施策を立案・推進し、目標達成状況と阻害要因を把握し、対応策を講じております。取締役会は、会社及び各事業部門の業務の進捗状況を監督するとともに、より効率的な業務推進体制を構築しております。

イ. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の取締役及び使用人は、当社の経営理念の一つである「社会正義性」に従い、法令及び定款の遵守はもとより、当社のみならず、社会全体の利益となるべく事業活動を行っております。内部監査担当部門は、社長直轄である内部監査委員会として、内部統制に係るコンプライアンスの状況の監視に努めております。定期的な内部監査の結果については、適宜監査役と情報交換を行い、内部監査報告書は、内部監査委員長を経由して代表取締役社長へ提出されております。内部通報制度としては、「公益通報の取扱いに関する規程」により、使用人はコンプライアンス上、疑義ある行為を認識した場合には社内専用窓口へ通報し、また、会社は当該通報者を保護する体制を構築しております。

ウ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は、文章(電磁的方法により記録したものを含む)の保存期間、管理の方法その他についての規程を策定し、当該規程に従い情報を適切に保存及び管理しております。

エ. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社のリスク管理体制は、日々の業務遂行に係るリスクについては、各部門責任者が一括してこれを予測して計測するとともに、予防に努めております。また、各事業部門に係るリスクについては、取締役会に報告され迅速かつ適切な措置を講じております。有事においては、代表取締役社長を責任者とする対策本部を設置し、顧問弁護士等の専門家と連携し、迅速な対応により、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を構築いたします。

オ. 株式会社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

関係会社の管理は、当社「関係会社管理規程」に従い、経営企画室が総括管理し、各関係部門が連携して行っております。同規程に基づき、一定の事項については、当社の取締役会決議を求め、または取締役会及び関係部門への報告を義務付けております。また、内部監査担当部門は当社における内部監査と同様に、関係会社に対しても、内部監査を行います。

カ. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の求めにより、監査役の職務を補助すべき使用人が要請された場合は、取締役は、監査役の職務を補助すべき使用人として適切な人材を配置します。監査役の職務を補助すべき使用人につき、人事評価・人事異動・懲戒処分に処する場合には、人事担当責任者は事前に監査役会に報告するとともに、必要がある場合には、監査役会の承認を得るものといたします。

キ. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

取締役または使用人は、法令に定める事項や全社的に重大な影響を及ぼす事項に加え、監査役の求めに応じて、内部監査の実施状況、個人情報保護管理状況及びその内容等を速やかに報告しております。

ク. その他監査役が効率的に執行されることを確保するための体制

取締役は、監査役の職務の執行にあたり、監査役が必要と認めた場合に、弁護士、公認会計士等の外部専門家との連携を図る環境を提供しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に影響を与える反社会的勢力に対しては、警察等関連機関と連携し、毅然とした姿勢で組織的に対応することを基本方針とし、役員に周知徹底を図っております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

現段階では、いわゆる敵対的買収に対する具体的な買収防衛策は導入しておりません。

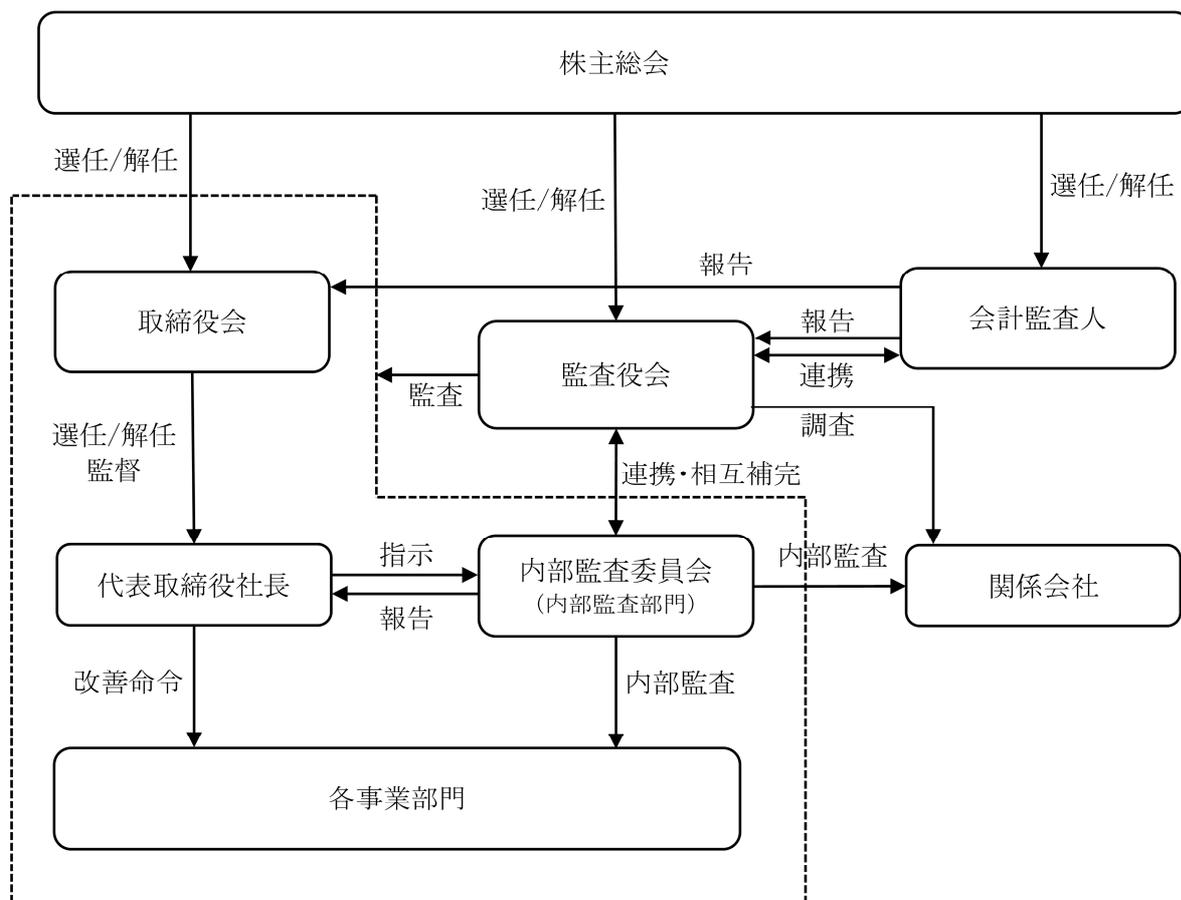
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

【適時開示に係る社内体制の状況】

当社は、金融商品取引法その他関係法令及び証券取引所の諸規則を遵守し、正確かつ公平な情報開示を適切に行えるよう、添付の模式図のとおり社内体制を整備しております。

情報管理責任者は、情報開示担当部署に対し、所管部署より報告を受けた各種情報について確認点検を実施するよう指示しています。

【参考資料：模式図】



【適時開示に係る社内体制】

